

宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」企画編集及び印刷製本等業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和6年10月15日

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 下郡 嘉浩

宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」企画編集及び印刷製本等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 本プロポーザルの趣旨

「宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」企画編集及び印刷製本等業務」の実施に当たり、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により、当該業務に係る企画提案を広く求め、宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」企画編集及び印刷製本等業務に対する考え方などを総合的に評価したうえで、最も適格と判断される事業者を委託契約の優先交渉権者として選定する。

2 目的

上下水道事業に係る情報を利用者の視点に立って分かりやすく表現し、幅広い年齢層が興味を持つことができる広報紙を発行するとともに、上下水道局(以下「局」とする)SNS等とも連動することにより、上下水道利用者に対し効果的な情報発信を行うことを目的とする。

3 業務概要

(1) 件名

宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」企画編集及び印刷製本等業務委託

(2) 業務内容

別紙「宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」企画編集及び印刷製本等業務委託仕様書」(以下「仕様書」)のとおり。

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和10年3月31日まで(令和7年8月号～令和10年2月号)

(4) 委託費用上限額

13,200,000円(年間4,400,000円)(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

※上記金額は、別紙仕様書の「2 業務の概要」内「(3)業務の内容」に係る費用すべてを含む。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムでの参加については代表者・構成員についても同様の要件を満たす者であること。

- (1) 宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和6・7・8年度宮崎市競争入札参加資格者名簿(物品・清掃等))に登録があり、第1希望業種が「一般印刷(カラー・製袋印刷)」または「印刷企画デザイン」で、宮崎市内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 電子交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続の開始後、それぞれ裁判所の更生計画認可または再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による換価・取立てにより支払が不可能になった者でないこと、または民事保全法(平成元年法律第91号)に基づく仮差押命令の申立てその他第三者による債権保全の請求が常態となつたと認められる者でないこと。
- (6) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (7) 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者)ではないこと。
- (8) 本プロポーザル実施の告示日(以下「告示日」という。)から契約締結日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成8年告示第19号)または宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成6年告示第198号)による指名停止措置を受けていない者であること。
- (9) 業務の遂行にあたって、次に示す体制がとれること。
 - ① 本市の地域情報に精通した管理責任者を1名置くこと。また、管理責任者は責任を持って局との連絡調整などを行うこと。
 - ② 契約期間中の編集業務は、原則として、見本紙を制作したスタッフと同一のスタッフが担当すること。
 - ③ 緊急の事態にも各スタッフが対応できること。
- (10) コンソーシアムにあつては、(1)の規定にかかわらず以下の条件を満たすこと。
 - ① コンソーシアムの構成員が単体業者または他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに参加しない者であること。
 - ② コンソーシアムは、代表者を選定すること。
 - ③ コンソーシアムの代表者は、宮崎市財務規則第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令

和 6・7・8 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿(物品・清掃等))に登録があり、第1希望業種が「一般印刷(カラー・製袋印刷)」または「印刷企画デザイン」で、宮崎市内に本店を有する者であること。

- ④ コンソーシアムの代表者以外の構成員は、宮崎市財務規則第 120 条第 3 項に規定する入札参加資格者の名簿(令和 6・7・8 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿(物品・清掃等))に登録があり、宮崎市内に本店を有する者であること。また、第1希望業種については、特に指定しないものとする。

5 参加手続

(1) スケジュール

	内 容	期 日
1	プロポーザル告示	令和 6 年 10 月 15 日(火)
2	参加申込みにあたっての質問書受付期限	令和 6 年 10 月 25 日(金)17 時
3	参加申込みにあたっての質問回答期限	令和 6 年 11 月 1 日(金)
4	プロポーザル参加申込書等の提出締切	令和 6 年 11 月 5 日(火)17 時
5	参加資格審査結果通知	令和 6 年 11 月 15 日(金)
6	提案書等提出にあたっての質問書受付期限	令和 6 年 11 月 25 日(月)17 時
7	提案書等提出にあたっての質問回答期限	令和 6 年 12 月 2 日(月)
8	提案書などの提出期限	令和 6 年 12 月 9 日(月)17 時
9	1次審査結果通知	令和 6 年 12 月 23 日(月)頃予定
10	2次審査(プレゼンテーション等の実施)	令和 7 年 1 月中旬予定
11	優先交渉権者及び選定結果の通知	令和 7 年 1 月下旬予定
12	契約締結	令和 7 年 2 月～3 月予定

(2) プロポーザル参加申込みについて

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申込みをすること。

- ① 提出期限 : 令和 6 年 11 月 5 日(火) 17時
- ② 提出先 : 〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目 252 番地 宮崎市上下水道局庁舎 3 階
宮崎市上下水道局 管理部 総務課 職員係 担当:中山、角
メールアドレス mzksuido@city.miyazaki.miyazaki.jp
- ③ 提出方法 : 持込み・FAX・Eメールのいずれかとする。
持込みの場合の受付時間は、8 時 30 分から17 時 15 分までとする。
(土曜、日曜及び祝日を除く)
FAX・Eメールの場合は、電話で受信確認を行うこと。
- ④ 提出書類 : 以下のとおり

- ア「プロポーザル参加申込時 提出書類確認表(様式1-1号)」 1部
- イ「プロポーザル参加申込書(様式第1-2号)」 1部
(上記に加え、コンソーシアムは以下も提出すること)
- ウ「誓約書(様式第1-3号)」 1部
- エ「宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」企画編集及び印刷製本等業務に係る協定書(様式第1-4号)」の写し 1部

- ⑤ 結果の通知 : 上記の提出書類を提出した事業者に対し、「プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第2-1号、-2号)」をEメールにて送付する。

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

(1)参加申込みにあたっての質問

① 質問書受付期限

令和6年10月25日(金)17時

② 提出方法

「参加申込みにあたっての質問書(様式第3-1号)」によりEメールで行い、電話で受信確認を行うこと。

提出先アドレス:mzksuido@city.miyazaki.miyazaki.jp

メールの件名は「せせらぎプロポーザル質問書(参加申込み)法人名」とすること。

③ 質問書に対する回答期限

令和6年11月1日(金)

④ 回答方法

随時局ホームページ上で回答するので、必ず確認すること。

(2) 提案書等提出にあたっての質問

① 質問書受付期限

令和6年11月25日(月)17時

② 提出方法

「提案書等提出にあたっての質問書(様式第3-2号)」によりEメールで行い、電話で受信確認を行うこと。

提出先アドレス:mzksuido@city.miyazaki.miyazaki.jp

メールの件名は「せせらぎプロポーザル質問書(提案書等)法人名」とすること。

③ 質問書に対する回答期限

令和6年12月2日(月)

④ 回答方法

随時局ホームページ上で回答するので、必ず確認すること。

7 提案書・見本紙等の提出

提案書等は1者につき1案のみとし、提出書類の作成にかかる費用については事業者の負担とする。また、提出された書類は返却せず、書類提出後の追加及び修正も一切認めない。(ただし、本実施要領「8 選定方法」内「(4)2次審査」に、プレゼンテーション及びヒアリングにて使用できる資料等について記載があるので確認すること。)

(1) 提出期限

令和6年12月9日(月)17時(必着)

(2) 提出先

〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局庁舎 3階

宮崎市上下水道局 管理部 総務課 職員係 担当:中山、角

(3) 提出方法

持込み又は郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延などが発生した際、理由の如何を問わず局はその責任を負わない。

持込みの場合の受付時間は、8時30分から17時15分までとする。(土曜、日曜及び祝日を除く)

(4) 提出物

書類名	様式	部数	提出形式	備考
提案書等提出時 提出書類 確認表	第5-1号	1部	紙媒体	・事業者名(法人名)を表記する
提案書等の提出について	第5-2号	1部	紙媒体	・事業者名(法人名)を表記する
宮崎市上下水道局だより「せせ らぎ」企画編集及び印刷製本等 業務委託 見積書	第6号	1部	紙媒体	・事業者名(法人名)を表記する ・内訳等を統一するため、必ず様式 第6号を使用して作成すること
提案書	—	9部	紙媒体	・事業者名(法人名)の表記を一切行 わない ・「(5) 提案書の仕様」を満たしたも の ・提案書と見本紙は1つのファイルに

				綴じて提出
見本紙	—	9部	紙媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者名(法人名)の表記を一切行わない ・「(6)見本紙の仕様」を満たしたもの ・提案書と見本紙は1つのファイルに綴じて提出

(5) 提案書の仕様

- ① 用紙サイズはA4判縦とすること。
- ② 表紙に『宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」企画編集及び印刷製本等業務委託提案書』の表題を付し、次のページに目次を付け、以下各ページにページ番号を付すこと。
- ③ 別紙仕様書に基づき、次に掲げる事項について簡潔・明瞭に記載すること。

事項		記載内容
広報紙 編集	基本的な考え方	行政が刊行物を発行する際に直面しがちな課題や、現行の広報紙の問題点を分析した上で事業者の考える広報紙のコンセプト・スタイル、広報スキルのサポートなどについて、本委託業務の趣旨を踏まえて記載すること。
	表紙作成のポイント	広報紙の顔となる表紙について、デザインなどの見せ方について記載すること。
	紙面作成のポイント	読みたい、読みやすい広報紙となるような工夫について、以下の点などから記載すること。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・企画内容や読んでもらうための工夫 ・読者に分かりやすく伝え、共感を得るための工夫 ・色調のバランス ・写真やイラストの活用 ・文字の大きさ、行間のバランス、フォントの使い方 ・見出しなど読者の興味関心を引きつけるような表現方法 ・理解しやすい文章表現・レイアウトの方法
SNSの活用方法アイデア		広報紙の知名度向上等に繋がるSNSの活用について、ターゲットの年齢層やねらい・考え方、委託費の範囲で実施可能なアイデア(新規読者獲得のための方策等)などについて記載すること。SNSの活用については別紙仕様

	書「2 業務の概要」内「(3)業務の内容 ③SNS等を活用した情報発信の積極的な提案」を確認すること。
実施スケジュール(業務工程)	企画・編集から校正、校了、印刷、納品等まで、広報紙作成に係るスケジュールを具体的に記載すること。 なお、広報紙作成の流れは別紙仕様書「2 業務の概要」内「(3)業務の内容 ①広報紙の作成・発行に関する業務」を確認すること。
実施体制	委託業務の実施体制、広報紙作成業務を遂行する管理責任者及び各担当者(編集責任者、営業、デザイン、写真撮影など)を指定し、記載すること。
緊急時の対応	校了間際の内容の変更、校了後に誤植が判明した際など、緊急時の対応について具体的に記載すること。
実績	過去5年間において、行政や民間から受託した同種事業(企画編集から印刷)の発行物実績を記載すること。

(6) 見本紙の仕様

別紙仕様書「3 広報紙に関する考え方」に基づき、企画編集案として実際の発行をイメージできる見本紙を次の要領及びテーマで提出すること。

作成要領：A4判縦／表紙を入れて4ページ(A3両面の二つ折りイメージ)／フルカラー印刷

左開きとし、基本的に横書きとすること。

読みやすさに配慮したフォントを使用すること。

上下水道局イメージキャラクター「アクアボーイ アックン」を使用すること。

テーマ：以下の通り

- ・1ページ(表紙) ……フリー
- ・2、3ページ ……特集 テーマ「市民生活を支える上下水道」
- ・4ページ ……フリー

その他：以下の要件を満たすこと。

- ① 宮崎市の上下水道に関する事柄で紙面を作成すること。
- ② 局への取材(職員からの聞き取り、施設内部の写真撮影等)は事業者間の公平性を期すため不可とする。

(7) その他

提案書及び見本紙の著作権は、その提案をした事業者に帰属する。ただし、局が本プロポーザルの評価や議会報告等で必要と判断した場合には、提案書及び見本紙の複製作成、および内容を無断・無償で使用できるものとする。

また、公平性、透明性を期すために「宮崎市情報公開条例」(平成14年条例第3号)などの関連規定に基づき公開することがある。

8 選定方法

(1) 選定委員会の設置

本プロポーザルにおける審査及び優先交渉権者を選定するため、本業務委託に係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

審査は1次審査及び2次審査とし、選定委員会が行う。審査の内容は「(3)1次審査」及び「(4)2次審査」のとおり。各審査に係るスケジュールは「5 参加手続」内「(1)スケジュール」を参照すること。

選定委員会において定めた評価基準の各項目について事業者を評価し、1次審査及び2次審査の合計点数の最も高い事業者を優先交渉権者とする。上位者の合計点数が同点となった場合は、2次審査において得点が高い事業者を優先交渉権者とする。

評価項目および基準は「(5) 評価基準」のとおり。

提案者が1者の場合でも審査を行い、選定委員会が適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。

(3) 1次審査

1次審査は書類審査とし、提出された提案書などを評価基準に基づいて審査する。1次審査配点の5割以上を獲得した事業者について通過とする。ただし、5割以上が6者以上のときは、上位5者とする。

(4) 2次審査

2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。審査時間は、1者につき約35分(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分程度)とし、出席者は3名以内とする。出席者については、事前に「プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第8号)」を提出すること。

プレゼンテーションの内容は提出した提案書・見本紙等を基本とする。プレゼンテーションにあたり、選定委員会へ追加で資料を配付することは認めないが、スクリーンやモニターで映像・写真・スライド資料等を映して説明に使用することは可能とする。

開催時間などの詳細は1次審査結果通知書において通知する。

また、以下の機器は貸出が可能であるため、使用を希望する場合は「プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第8号)」にて申し出ること。

- ① モニター及びHDMIケーブル
- ② プロジェクター
- ③ スクリーン

(5) 評価基準

評価基準は、次の観点から総合的に評価し、最も評価の高い業者を選定する。

1次審査

大項目	中項目	小項目	評価のポイント	配点	小計
1 広報紙の制作	制作基礎力(見本紙について)	表紙の見せ方	高インパクトで読者に読みたいと思わせるものとなっているか	10	(満点10)
		記事の構成や配置	指定テーマ(「市民生活を支える上下水道」)に沿った内容で作成され、また幅広い世代の読者にとって共感を得られる紙面となっているか	10	(満点50)
			見出しなどを用い、読者の興味関心を引きつけるような紙面となっているか	10	
			文字の大きさ、行間のバランス、フォントの使い方、読みやすさに配慮したレイアウトになっているか	10	
			写真・イラストの分量は適切か。上下水道局イメージキャラクター「アクアボーイ アックン」は使われているか	10	
			上下水道に関する用語等専門的なトピックを含め、読者の立場に立ってわかりやすい言葉・文章構成で作成しているか	10	
		紙面全体の統一感	見本紙全体を通して、統一感はあるか	10	(満点10)
2 作成スケジュールについて		企画、校正などの作業ごとに具体的に記載され、計画的で無理のないスケジュールとなっているか	5	(満点5)	
3 実績		過去5年間に、行政や民間からの同種事業(企画編集～印刷)による発行物はあるか	5	(満点5)	
4 見積額		満点(10点)×(全提案中の最低見積価格÷当該提案者の見積価格) ※計算結果の小数点以下は切り捨て	10	(満点10)	
合計					90

2次審査

大項目	中項目	小項目	評価のポイント	配点	小計
5 広報紙の制作	課題の分析について	課題の洗い出し・課題解決力	行政刊行物の作成時に陥りがちな課題、現行の広報紙の問題点を適切に把握し、分析できているか	10	(満点20)
			課題を解決するための具体的な実現可能な提案がされているか	10	
	制作応用力(見本紙について)	理解力・発信力	広報紙全体に関する考え方・目的等を理解し、しっかりとしたコンセプトを持っているか	10	(満点30)
			読者の興味・関心を引きつける工夫された内容を自ら考え、紙面で形にできているか	10	
			刊行物(読み物)としての発信力や可能性を活かした提案がされているか。広報紙を活用しての実現可能な広報・広聴戦略が提案されているか	10	
6 SNSの活用			SNSを用いた取組みについて、広報紙や上下水道局の知名度向上に繋がる、実現可能なアイデアを提案できているか	30	(満点30)
7 実施にあたっての組織・体制	実施体制		企画・編集・デザイン等ができる体制が整っているか(具体的に示されているか)	10	(満点20)
	緊急時の対応		緊急時対応が出来る体制が取られているか	10	
8 プレゼンテーション(提案意欲)			本業務について、内容を熟知し、局への提案意欲があるか	10	(満点10)
				合計	110

(6) 審査結果通知

1次審査、最終審査(2次審査)の結果はともに、「プロポーザル参加申込書(様式第1-2号)」に記載されたEメールアドレス宛に通知する。

審査経過に関する質問には、一切回答を行わない。

2次審査結果(各事業者の得点を含む)は、2次審査に参加した事業者に対し通知するとともに、局ホームページ上で公表する。ただし、優先交渉権者を除いては事業者名を匿名とする。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 各提出書類の提出期限に遅れた者
- ② 各提出書類に記載すべき事項が記載されていない者
- ③ 各提出書類に虚偽の記載をした者
- ④ 見積書が委託費用上限額を超えている者
- ⑤ 選定委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めた者
- ⑥ 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)開始時間までに会場に来なかった者

9 契約

(1) 契約方法

優先交渉権者を随意契約の相手方として契約を締結する。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点が高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

(2) 契約内容

契約内容は、局と契約を行う者との協議のうえ、決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結に当たっては、宮崎市財務規則第105条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同項各号に該当するときは免除とする。

(4) 契約締結における個人情報の取り扱いについて

契約締結に当たっては、別紙仕様書「9 別記 個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(5) 機密保持

本契約に関連して知り得た業務上の機密情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務遂行に当たっては「宮崎市情報セキュリティポリシー」(宮崎市ホームページに公開)を遵守すること。

10 参加の辞退

本プロポーザルへの参加申込み後に参加を辞退する場合は、電話などで辞退する旨を局へ連絡の上、書面にて参加辞退届を提出すること(任意様式)。

11 その他

契約締結後の成果品(著作物)に係る著作権の取扱いは、別紙仕様書「6 著作権等の取扱い」のとおりとする。

プロポーザルに要する経費及び提出に関する費用は、全て事業者の負担とする。

12 問合せ先

宮崎市上下水道局 管理部 総務課 職員係 担当:中山、角

住所 : 〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目 252 番地 宮崎市上下水道局庁舎 3階

電話 : 0985-26-7652 / FAX : 0985-24-1047

メールアドレス : mzkstudio@city.miyazaki.miyazaki.jp

揭示終了 令和6年11月5日